

小学4～6年生の子どもを通院医療費を新たに助成します

問国保年金課 ☎・☎(582)1120 FAX(582)1138

10月診療分から、子育て支援のさらなる拡充に向け、子どもの通院に係る医療費の助成対象を小学6年生までに拡大します。

新たに助成対象となる人

市内在住の小学4～6年生

※他の福祉医療費助成(障害者、ひとり親家庭)や生活保護を受給している場合は除く

【現行】

| 対象者 |
|---------|
| 小学1～3年生 |



【10月診療分から】

| 対象者 |
|---------|
| 小学1～6年生 |



自己負担金 通院：1診療報酬明細書当たり500円。ただし、同一病院でも歯科は別計算。
(院外調剤薬局は、自己負担金不要)

入院：自己負担金なし

用対象者の保護者宛てに、8月に受給券の申請書を送付します。申請書に必要事項を記入のうえ、子どもの保険証の写しと申請書を同封の返信用封筒で郵送してください。受給券は9月下旬に郵送します。

他受給券は県内の医療機関のみで有効です。県外で受診する場合は、医療機関で支払った後、領収書、振込先口座の分かるもの、受給券、子どもの保険証を持参して国保年金課へ申請してください。

ピックアップ

後期高齢者医療制度のお知らせ

問国保年金課 ☎・☎(582)1120 FAX(582)1138

県後期高齢者医療広域連合 ☎(522)3013 FAX(522)3023

7月と9月に被保険者証を送付します

今年度に限り、10月から始まる後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しのため、7月と9月の2回に分けて簡易書留郵便で被保険者証を送付します。

有効期限の過ぎた古い被保険者証は、国保年金課へ返却するか、破棄してください。

1回目(7月送付分)

使用期間 8月1日(月)～9月30日(金)
被保険者証は薄緑(ウグイス)色です。

2回目(9月送付分)

使用期間 10月1日(土)～
令和5年7月31日(月)
被保険者証はクリーム色です。



限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証(限度額証)を更新します

7月31日(日)まで有効の限度額証を持ち、8月以降も該当する人は、新しい限度額証を被保険者証に同封します。対象となる人で、限度額証がない人は被保険者証と本人確認ができるものを持参のうえ、国保年金課で手続きしてください。

保険料額決定通知書を7月に送付します

被保険者に、令和4年度の保険料や納付方法についての通知書を、7月に送付します。

令和4年度の保険料は、令和3年中の所得に基づいて計算されます。

納付方法は公的年金から引き落とされる「特別徴収」と、納付書が口座振替で納付する「普通徴収」があります。